

支え愛マップ作成支援助成事業実施要綱

(目的)

第1条 地域住民が主体となり、支え愛マップの作成及び更新作業に対する助成事業を行うことで、さらなる地域福祉活動の推進を支援する。

(定義)

第2条 支え愛マップとは、災害時の避難支援及び平常時の見守り等のために、ひとり暮らし、寝たきり、認知症等の高齢者、障がい者等及び支援者の情報、避難所、避難経路等を記載した地図をいう。

(事業主体)

第3条 この事業の事業主体は、鳥取市社会福祉協議会（以下、市社協という。）とする。

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、地域の住民組織とする。住民組織とは、住民自治を行うための意思決定機関（総会、役員会等）を有し、それに基づく活動や予算を確保されている最小単位の区域（地域により、町内会、自治会、公民館、地区、集落、地域等と称される単位）で構成される組織をいう。

(対象期間)

第5条 助成金交付の対象となる期間は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(対象事業)

第6条 支え愛マップの作成、更新に係る事業とする。ただし、市社協職員が関わって支え愛マップの作成、更新をすることを必須とする。また、当該年度に災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金を受ける場合は対象外とする。

(対象経費)

第7条 助成対象経費については、下記のとおりとする。

費目	説明
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品、備品の購入費用等
印刷製本費	支え愛マップの印刷代等
通信運搬費	チラシ、連絡文書等の郵送料等
会議費	会議に係る費用
諸謝金	研修会、講習会の講師謝金等
その他	市社協会長が必要と認める経費

(助成金額)

第8条 市社協は予算の範囲内において、1住民組織につき、10,000円を上限（助成率10/10）として助成金を交付する。ただし1,000円未満は切り捨てとする。

(助成金交付申請及び交付決定)

第9条 助成金の交付を受けようとする住民組織は、助成金申請書（様式1）、実施計画書（様式2）、収支予算書（様式3）を市社協会長に提出する。交付決定後、助成金請求書（様式4）を提出する。

(実績報告)

第10条 助成金の交付を受けた住民組織は、事業完了後実施報告書(様式5)、収支決算書(様式6)を速やかに市社協会長に提出する。

(助成金精算)

第11条 事業の完了に伴い、すでに交付した助成金を精算し、余剰金が生じた場合には、市社協会長は返還を求めることができるものとする。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。